

福井市屋外広告物条例 許可基準 一覧表

共通基準		・ 広告物等の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること ・ 電飾設備を有するものにあつては昼間においても美観を損なわないものであること ・ 広告物に使用する色の彩度が、景観法第8条1項の景観計画に適合すること ・ 広告物等の裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても塗装その他の装飾がなされたもの ・ 容易に腐朽し、または破損しない材料を使用したもの ・ 風雨、地震、衝撃等により容易に破損し、倒壊し、または落下するおそれのないもの ・ 蛍光、発光または反射を伴う塗料等を使用しないこと									
地域区分		禁止地域等						許可地域等			
		第一種禁止地域		第二種禁止地域		第三種禁止地域		特定制限地域	許可地域		
数値基準		個別基準		総量規制	個別基準		総量規制	個別基準			
自家用 広告物	屋上広告	× 設置禁止		1 敷地 10㎡以下	・ 建物の高さの2分の1以下、かつ2m以下（ 1 ）		1 敷地 20㎡以下 (国定公園内) 1 敷地 10㎡以下	・ 建物の高さの2分の1以下、かつ4m以下（ 1 ）			
	壁面広告	・ 1 壁面面積の5分の1以下（ 2 ） （ 屋上の塔屋等には設置不可 ）			・ 1壁面面積の5分の1以下（ 2 ）			・ 1 壁面面積の5分の1以下（ 2 ）			
	広告板・ 広告塔	・ 高さ3m以下			・ 高さ5m以下			・ 高さ8m以下			
	突出広告	・ 道路敷地への突出し1m以下 ・ 壁面の上端から突出しない			・ 道路敷地への突出し1m以下 ・ 壁面の上端から突出しない			・ 道路敷地への突出し1m以下 ・ 壁面の上端から突出しない			
	はり札 のぼり 立看板	・ 高さ3m以下 ・ 表示面は縦2m以下、横1m以下 ・ 相互間距離は高さの 2 倍以上			・ 高さ3m以下 ・ 表示面は縦2m以下、横1m以下 ・ 相互間距離は高さの 2 倍以上			・ 高さ3m以下 ・ 表示面は縦2m以下、横1m以下 ・ 相互間距離は高さの2倍以上			
案内 広告物	広告板・ 広告塔	× 設置禁止		距離及び 個数制限有 (6)	・ 高さ2m以下、面積1㎡以下〔片面〕 【集約化して設置の場合】 ・ 高さ5m以下、面積5㎡以下〔片面〕（ 4 ）		距離及び 個数制限有 (6)	・ 高さ4m以下、面積3㎡以下〔片面〕 【集約化して設置の場合】 ・ 高さ5m以下、面積10㎡以下〔片面〕（ 5 ）			
	電柱広告 （ 突出型 ）	× 設置禁止			・ 表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・ 電柱1本につき1個			・ 表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・ 電柱1本につき1個			
	電柱広告 （ 巻付型 ）	× 設置禁止			・ 地面から下端までの高さ1m以上 ・ 表示面は横1m以下 ・ 電柱1本につき1個			・ 地面から下端までの高さ1m以上 ・ 表示面は横1m以下 ・ 電柱1本につき1個			
	立看板	× 設置禁止			・ 高さ3m以下 ・ 表示面は縦2m以下、横1m以下 ・ 相互間距離は高さの2倍以上			・ 高さ3m以下 ・ 表示面は縦2m以下、横1m以下 ・ 相互間距離は高さの2倍以上			
	壁面広告	× 設置禁止			× 設置禁止			× 設置禁止		・ 1壁面面積の5分の1以下（ 2 ） （ 屋上の塔屋等には設置不可 ）	
一般 広告物	屋上広告	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 建物の高さの2分の1以下、かつ5m以下（ 1 ）			
	壁面広告	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 1壁面面積の5分の1以下（ 2 ） （ 屋上の塔屋等には設置不可 ）			
	広告板・ 広告塔	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 高さ8m以下、面積20㎡以下（ 3 ）			
	突出広告	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 道路敷地への突出し1m以下 ・ 壁面の上端から突出しない ・ 1壁面につき3個以下			
	広告幕	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 面積30㎡以下 ・ 道路上空を横断する場合は縦1m以下			
	電柱広告 （ 突出型 ）	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 表示面は縦1.2m以下、横0.6m以下 ・ 電柱1本につき1個			
	電柱広告 （ 巻付型 ）	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 地面から下端までの高さ1m以上 ・ 表示面は横1m以下 ・ 電柱1本につき1個			
	はり札 のぼり 立看板	× 設置禁止		× 設置禁止		× 設置禁止		・ 高さ3m以下 ・ 表示面は縦2m以下、横1m以下 ・ 相互間距離は高さの2倍以上			
付加基準	—		規制対象となる信号交差点の停止線から30m範囲は一般広告物および案内広告物は設置禁止（ 商業地域等でも適用除外としない ）。						ただし、重要交差点以外は、交差点の中心から500m範囲内にある事業所等を案内する広告物は設置可能		
	—		・ 養浩館庭園の周辺100mは案内広告物を設置禁止 ・ 養浩館庭園から眺望できる屋上広告及び屋上の塔屋等の壁面広告は設置禁止（ 養浩館庭園の周辺300m範囲内 ） ・ 塔型形状の屋上広告は設置禁止		・ 福井市総合運動公園、福井市東山健康運動公園、ふくい健康の森、一乗谷朝倉氏遺跡資料館、福井県立音楽堂、福井県立子ども歴史文化館、福井県立図書館、福井県立武道館の周辺100mは案内広告物は設置禁止 ・ 塔型形状の屋上広告は設置禁止		・ 足羽川右岸の視点場から眺望できる屋上広告及び塔屋等の壁面広告は設置禁止 ・ 足羽山の視点場から眺望できる屋上広告及び屋上の塔屋等の壁面広告は設置禁止 ・ 塔型形状の屋上広告は設置禁止		・ 塔型形状の屋上広告は設置禁止		
商業地域等		禁止地域から除外しない		禁止地域から除外しない（ 道路沿線は禁止地域から除外 ）		禁止地域から除外		特定制限地域に指定した区域が優先		—	
留意事項		・ 他の禁止地域と重複する場合は、第一種禁止地域を優先		・ 第一種禁止地域と第二種禁止地域が重複する場合は、第一種禁止地域を優先 ・ 第二種禁止地域と第三種禁止地域が重複する場合は、第二種禁止地域を優先		・ 第一種禁止地域と第三種禁止地域が重複する場合は、第一種禁止地域を優先 ・ 第二種禁止地域と第三種禁止地域が重複する場合は、第二種禁止地域を優先		—		—	

1 取付場所からの高さ 2 上記の基準は1壁面の面積が100㎡を超える場合であり、1壁面の面積が100㎡以内の場合、表示面積は1壁面の面積の2分の1以内、かつ、20㎡以内

3 住所地等内の一の敷地における表示面積（他人が表示（設置）するものの表示面積を含む）の合計が当該面積以内であること 4 集約化した場合、一つの事業所等当たりの表示面積は、1㎡以内（合計2㎡以内）

5 集約化した場合、一つの事業所等当たりの表示面積は、2㎡以内（合計4㎡以内） 6 禁止地域に指定された道路の両側300m範囲の場合、最短経路接続地点から1km以内に2個以内、その他の地域の場合、事業所から1km以内に2個以内（住居専用地域の場合4個以内）